

I C O C A乗車券取扱規則

神戸電鉄株式会社

第1章 総 則

第1条	目的	1
第2条	用語の意義	1
第3条	適用範囲	2
第4条	ICOCA 乗車券の種類	2
第5条	ICOCA 乗車券の発売	2
第6条	契約の成立時期および適用規程	2
第7条	規則等の変更	2
第8条	旅客の同意	3
第9条	ICOCA 乗車券に使用する IC 証票乗車券の所有権	3
第10条	デポジット	3
第11条	S F 金額のチャージ	3
第12条	ICOCA 乗車券の失効	3
第13条	使用上の制限事項	3

第2章 ICOCA および小児用 ICOCA

第14条	発売額	4
第15条	小児用 ICOCA の発売方法	4
第16条	小児用 ICOCA の再印字および再交付	4
第17条	小児用 ICOCA の紛失再発行	4
第18条	当社の免責事項	5
第19条	障害再発行	5
第20条	払いもどし	6
第21条	ICOCA 定期券への変更	6

第3章 ICOCA 定期券

第22条	ICOCA 定期券の発売方法	7
第23条	ICOCA 定期券の継続発売等の取扱方	7
第24条	種類または区間の変更の申し出があった場合の取扱方	8
第25条	発行替えの取扱方	8
第26条	再印字および再交付	9
第27条	効力	9
第28条	紛失再発行	10
第29条	免責事項	10

ICOCA乗車券取扱規則 目次

第30条 障害再発行 10
第31条 払いもどし 11

第4章 補則

第32条 スマートICOCAおよびKIPS ICOCAの取り扱い 12
第33条 モバイルデバイスのICOCAの取り扱い 13

附 則

旅客の輸送契約条件の変更 13

第1章 総 則

(目的)

第1条 この規則は、IC 証票乗車券取扱規則（以下「IC 規則」といいます。）に規定された IC 証票乗車券のうち、ICOCA 乗車券による当社線の旅客の運送等について合理的な手続きを定め、旅客の利便性向上と円滑な利用の促進を図ることを目的とします。

(用語の意義)

第2条 この規則に掲げる主な用語の意義は、IC 規則の定めるところによるほか、次の各号に掲げるとおりとします。

- (1) 「ICOCA 乗車券」とは、西日本旅客鉄道株式会社（以下「JR西日本」といいます。）が発行し、JR西日本、当社等が発売する IC 証票乗車券を媒体とした乗車券のことをいいます。
- (2) 「ICOCA」とは、ストアードフェア（以下「SF」といいます。）の機能のみを搭載する無記名式の ICOCA 乗車券をいいます。
- (3) 「小児用 ICOCA」とは、券面に記載された記名人である小児のご利用に供する SF 機能のみを搭載する記名式の ICOCA 乗車券をいいます。
- (4) 「ICOCA 定期券」とは、ICOCA または小児用 ICOCA の券面に定期券の表記をして、かつ定期券の情報を記録したもので、定期券機能のみを搭載する ICOCA 乗車券または定期券の機能と SF 機能を搭載する ICOCA 乗車券をいいます。
- (5) 「スマート ICOCA」とは、JR西日本が定めるスマート ICOCA 会員規約に同意した会員に対して発行される SF 機能のみを搭載する記名式の ICOCA 乗車券をいいます。
- (6) 「スマート ICOCA 定期券」とは、スマート ICOCA の券面に定期券の表記をして、かつ定期券の情報を記録したもので、定期券の機能と SF 機能を搭載する記名式の ICOCA 乗車券をいいます。
- (7) 「KIPS ICOCA」とは、近鉄グループホールディングス（以下「近鉄グループ HD」といいます。）が定める KIPS ICOCA カード会員規約および KIPS ポイントサービス規約に同意した会員に対して近鉄グループ HD が発行する KIPS ポイントカードの機能および JR西日本が発行する ICOCA の SF 機能を併せて搭載する記名式の ICOCA 乗車券「KIPS ICOCA カード」のことをいいます。
- (8) 「KIPS ICOCA 定期券」とは、KIPS ICOCA の券面に定期券の表記をして、かつ定期券の情報を記録したもので、定期券の機能と SF 機能を搭載する ICOCA 乗車券をいいます。
- (9) 「モバイルデバイスの ICOCA」とは、JR 西日本が指定した携帯情報端末のアプリケーションにおいて使用する、SF 機能のみまたは SF 機能に定期券機能を付加した ICOCA 乗車券で、JR 西日本がサービス内容及び利用条件等を別に約定したものをい

います。

- (10) 「デボジット」とは、ICOCA乗車券の利用権の代価として收受するものをいいます。
- (11) 「SF」とは、ICOCA乗車券に記録される金銭的価値のことをいいます。

(適用範囲)

第3条 ICOCA乗車券による当社線の旅客の運送等については、この規則の定めによります。

2 この規則に定めていない事項については、別に定めるところによります。

(注) 別に定めるものの主なものには旅客営業規則(以下「規則」といいます。)、旅客営業取扱基準規程(以下「規程」といいます。)、IC規則、IC証票乗車券取扱基準規程(以下「IC規程」といいます。)、JR西日本が定めるもの等があります。

3 ICOCA乗車券による共通利用線内のうち当社線以外の輸送等については、当該社局の営業規則等の定めによります。

(ICOCA乗車券の種類)

第4条 当社線において使用可能なICOCA乗車券の種類は別に定めるところとします。

(ICOCA乗車券の発売)

第5条 当社線で発売するICOCA乗車券の種類は次のとおりとします。

- (1) ICOCA
 - (2) 小児用ICOCA
 - (3) ICOCA定期券(大人用および小児用)
- 2 前項第3号のICOCA定期券の発売範囲は別表1に定めます。
- 3 第1項のICOCA乗車券の発売箇所は別表2に定めます。
- 4 第1項の規定にかかわらず、身体障害者・知的障害者・精神障害者運賃割引規則第7条に規定するICOCA乗車券は発売しません。
- 5 第1項の規定にかかわらず、スマートICOCA、KIPS ICOCA、モバイルデバイスのICOCAは発売しません。

(契約の成立時期および適用規定)

第6条 IC規則第4条の規定にかかわらずICOCA乗車券の契約は、ICOCA乗車券を購入した時に成立します。

2 個別の運送契約の時期はIC規則第4条に定めるところとします。ただし、ICOCA定期券に搭載した定期券部分を除きます。

(規則等の変更)

第7条 この規則およびこれに基づいて定められた規程は、予告なしに変更されることがあります。

(旅客の同意)

第8条 旅客は、この規則およびこれに基づいて定められた規程を承認し、かつこれに同意したものとします。

(ICOCA乗車券に使用するIC証票乗車券の所有権)

第9条 ICOCA乗車券に使用するIC証票乗車券の所有権はカード発行者であるJR西日本に帰属するものとします。

- 2 旅客は、ICOCA乗車券が不要となったときおよびICOCA乗車券を使用する資格を失ったときは、当該IC証票乗車券を当社または発行者が別に定める者に返却しなければなりません。
- 3 当社またはJR西日本の都合により、予告なく貸与したIC証票乗車券を交換する場合があります。

(デポジット)

第10条 ICOCA乗車券を発売するにあたり、当社はIC証票乗車券を発行者に代わり貸与することができます。この場合、デポジットとしてIC証票乗車券1枚につき500円を旅客から収受します。

- 2 前項のデポジットは、IC規則第20条の規定により当該ICOCA乗車券を回収した場合を除き、当社は発行者に代わりこれを旅客に返却することができます。
- 3 デポジットは、旅客運賃等に充当することはできません。

(SF金額のチャージ)

第11条 旅客は、IC規則第13条の規定によりICOCA乗車券にSF金額をチャージすることができます。ただし、第2条第4号に定める、定期券機能のみを搭載するICOCA定期券にあつてはこの限りではありません。

(ICOCA乗車券の失効)

第12条 カードの交換、SF金額の使用、SF金額のチャージまたはICOCA定期券に搭載した定期券の更新のいずれかの取り扱いを行った日の翌日を起算日として、10年間これらの取り扱いが行われない場合で、当社が特に定めた場合にはICOCA乗車券を失効させることがあります。

- 2 旅客は、前項の規定により失効したICOCA乗車券のSF金額およびデポジットの返却を請求することはできません。

(使用上の制限事項)

第13条 ICOCA乗車券の使用にあつての制限事項についてはIC規則第10条の規定によります。

第2章 ICOCAおよび小児用ICOCA

(発売額)

第14条 ICOCAおよび小児用ICOCAの発売額は別表3に定めます。ただし、その発売額にはデポジット500円を含むものとします。

(小児用ICOCAの発売方法)

第15条 第5条のICOCA乗車券のうち、小児用ICOCAは当該旅客が12歳となる年度の3月31日までの間使用することができるIC証票乗車券により発売します。

- 2 旅客は、小児用ICOCAの購入に際して、氏名、生年月日、性別およびその他の必要事項を別表4に定める「こどもICOCA購入申込書」に記載のうえ提出し、かつ公的証明書等の提示により、「こどもICOCA購入申込書」に記載した氏名および生年月日を証明しなければなりません。
- 3 旅客は、小児用ICOCAに登録した氏名等の変更が必要となった場合は、当該小児用ICOCAを別表2に定めるICOCA乗車券の発売箇所に差し出して、氏名等の変更を申し出なければなりません。この場合、別表5に定める申込書を提出し、かつ公的証明書等の提示により、当該小児用ICOCAの記名人本人または代理人であることを証明しなければなりません。

(小児用ICOCAの再印字および再交付)

第16条 小児用ICOCAは、その券面表示事項が不明となった場合は、使用することができません。

- 2 旅客は、券面表示事項が不明となった小児用ICOCAを別表2に定めるICOCA乗車券の発売箇所において、券面表示事項の再印字を請求することができます。
- 3 前項の再印字を行ったにもかかわらず券面表示事項が不明となっている場合には、別表2に定めるICOCA乗車券の発売箇所において、当該小児用ICOCAと引換えに再交付の取り扱いを行うことができます。この場合、旅客は別表5に定める申込書を提出しなければなりません。
- 4 第2項の再印字および前項の再交付を行うことのできる小児用ICOCAは、当社のシステムで確認できるものに限ります。

(小児用ICOCAの紛失再発行)

第17条 小児用ICOCAを記名人が紛失した場合で、旅客が、別表5に定める申込書を別表2に定めるICOCA乗車券の発売箇所に提出したときは、次の各号の条件を満たす場合に限り、紛失した小児用ICOCAに対して再発行登録を行うことにより使用停止措置を行い、再発行登録票を発行し、その翌日から14日以内（ICOCA乗車券の発売箇所の営業時間内に限ります。）に再発行を行います。

- (1) 再発行登録を行うとき、および再発行を行うときは、公的証明書等の提示により、再発行を請求する旅客が当該小児用ICOCAの記名人本人または代理人であることを

証明できること。

- (2) 記名人の氏名、生年月日、性別等の情報が当社のシステムにより確認できること。
 - (3) 再発行を行うときに、再発行登録票を提出できること。
 - (4) 再発行を行う前に、小児用 ICOCA の処理を行う機器に対して当該小児用 ICOCA の使用停止措置が完了していること。
- 2 前項の規定により再発行の取り扱いを行う場合は、再発行する小児用 ICOCA 1 枚につき紛失再発行手数料 520 円とデポジット 500 円を現金で収受します。 追 18
- 3 小児用 ICOCA の再発行登録を行った後に、これを取り消すことはできません。
 - 4 第 1 項および第 2 項の取り扱いを行った後に、紛失した小児用 ICOCA を発見した場合、旅客は、これを別表 2 に定める ICOCA 乗車券の発売箇所に差し出して、デポジットの返却を請求することができます。この場合、旅客は、発見した小児用 ICOCA とともに別表 5 に定める申込書を提出し、かつ公的証明書等の提示により、記名人本人または代理人であることを証明しなければなりません。
 - 5 第 1 項の規定にかかわらず、スマート ICOCA、KIPS ICOCA、モバイルデバイスの ICOCA については取り扱いません。
 - 6 第 1 項から第 4 項の規定にかかわらず、付随するリファレンスペーパーに表示している乗車券の紛失再発行に関する取扱いは、リファレンスペーパーに表示している乗車券の発売社が定めるところによります。
 - 7 第 1 項および第 2 項の取り扱いを行った場合、小児用 ICOCA に付加されたリファレンスペーパーが付随する他社の乗車券は再発行されません。

(当社の免責事項)

第 18 条 前条の規定により紛失した小児用 ICOCA の使用停止措置が完了するまでの間に、当該小児用 ICOCA の払いもどしや SF 金額の使用等で生じた旅客の損害の賠償については、当社はその責を負いません。

(障害再発行)

第 19 条 ICOCA または小児用 ICOCA の破損等によって ICOCA 乗車券の処理を行う機器での取り扱いが不能となったとき、その原因が故意によると認められる場合を除き、旅客が別表 5 に定める申込書を別表 2 に定める ICOCA 乗車券の発売箇所に提出したときは、次の各号の条件を満たす場合に限り、当該 ICOCA または当該小児用 ICOCA に対して再発行登録を行うことにより使用停止措置を行い、再発行登録票を発行し、その翌日から 14 日以内 (ICOCA 乗車券の発売箇所の営業時間内に限ります。) に再発行を行います。

- (1) 裏面に刻印したカード番号が判別できること。
 - (2) 再発行を行うときに、再発行登録票と当該 ICOCA または当該小児用 ICOCA を提出できること。
- 2 前項の規定により再発行の取り扱いを行う場合は、手数料およびデポジットは収受し

ません。

- 3 前各項の規定にかかわらず、付随するリファレンスペーパーに表示している乗車券の払いもどしに関する取扱いや、リファレンスペーパーに表示している乗車券の発売社が定めるところによります。
- 4 第1項および第2項の取り扱いを行った場合、ICOCAまたは小児用ICOCAに付加されたリファレンスペーパーが付随する他社の乗車券は再発行されません。
- 5 第1項の規定にかかわらず、モバイルデバイスのICOCAについては取り扱いません。

(払いもどし)

- 第20条** 旅客は、ICOCAまたは小児用ICOCAが不要となった場合、これを別表2に定めるICOCA乗車券の発売箇所へ差し出したときに、当該カードのSF金額の残額（以下「SF残額」といいます。）（10円未満の端数を切り上げ、10円単位とした額とします。）の払いもどしを請求することができます。この場合、手数料としてICOCAまたは小児用ICOCA1枚につき220円を支払うものとします。ただし、小児用ICOCAを所持する旅客が12歳となる年度の3月31日を超え、小児用ICOCAを使用することができなくなったことにより、SF残額の払いもどしをする場合は、手数料を収受しません。
- 2 小児用ICOCAにあつては、次の各号の条件を満たす場合に限り4、払いもどしをします。
 - (1) 旅客が別表5に定める申込書を提出し、かつ公的証明書等の提示により、当該小児用ICOCAの記名人本人または代理人であることを証明できること。
 - (2) 記名人の氏名、生年月日、性別等の情報が当社のシステムにより確認できること。
 - 3 前各項の規定によりICOCAまたは小児用ICOCAを払いもどす場合であつて、当該カードSF残額が220円に満たない場合は、当該SF残額を手数料として収受し、不足額については請求しません。
 - 4 前項の場合であつて、SF残額がない場合は、手数料を収受しないで取り扱います。
 - 5 前各項の規定により払いもどしをする場合は、デポジットを返却します。
 - 6 第1項の規定にかかわらず、スマートICOCA、KIPS ICOCA、モバイルデバイスのICOCAについては取り扱いません。
 - 7 第1項から第5項の規定にかかわらず、付随するリファレンスペーパーに表示している乗車券の紛失再発行に関する取扱いは、リファレンスペーパーに表示している乗車券の発売社が定めるところによります。
 - 8 第1項から第5項の取り扱いを行った場合、ICOCAまたは小児用ICOCAに付加されたリファレンスペーパーが付随する他社の乗車券は無効となります。

(ICOCA定期券への変更)

- 第21条** 旅客は、定期券機能が必要となった場合は、別表2に定めるICOCA乗車券の発売箇所において、ICOCAまたは小児用ICOCAのSF残額およびデポジットを引き継いでICOCA定期券への変更の申し出をすることができます。ただし、他社が発売する特別デザインのICOCAまたは小児用ICOCA（以下「記念ICOCA」といいます。）にあつ

ては、この申し出をすることができません。

- 2 前項の申し出があったときは、第22条の規定に準じて当該ICOCAまたは当該小児用ICOCAに定期券の機能を搭載することにより、ICOCA定期券に変更することができます。
- 3 旅客は、別表2に定めるICOCA乗車券の発売箇所において、ICOCA定期券に変更する場合には、氏名、生年月日、性別およびその他の事項を規則第26条に定める定期券購入申込書に記入して提出しなければなりません。
- 4 第1項の規定にかかわらず、スマートICOCA、KIPSICOCA、モバイルデバイスのICOCAについては取り扱いません。

第3章 ICOCA定期券

(ICOCA定期券の発売方法)

第22条 旅客から、別表2に定めるICOCA乗車券の発売箇所において、ICOCA定期券の購入の申し出があったときは、規則第27条に定める通勤定期乗車券、同第28条に定める通学定期乗車券を搭載したICOCA定期券を発売します。なお、小児用のICOCA定期券の購入の申し出があったときは、当該小児が12才となる年度の3月31日までの間使用することができるIC証票乗車券により、ICOCA定期券(小児用)を発売します。

- 2 旅客は、ICOCA定期券の購入に際して、氏名、生年月日、性別およびその他の必要事項を規則第26条に定める定期券購入申込書に記載して提出しなければなりません。また、購入する定期券が小児用である場合は、定期券購入申込書の提出に加えて、公的証明書等の提示により、定期券購入申込書に記載した氏名および生年月日を証明しなければなりません。
- 3 旅客は、ICOCA定期券に登録した氏名等の変更が必要となった場合は、当該ICOCA定期券を別表2に定めるICOCA乗車券の発売箇所に差し出して、氏名等の変更を申し出なければなりません。この場合、別表5に定める申込書を提出し、かつ公的証明書等の提示により、当該ICOCA定期券の記名人本人(ICOCA定期券(小児用)にあっては、記名人本人または代理人)であることを証明しなければなりません。
- 4 前項の変更となるICOCA定期券は、当社で発売されていることが、当社のシステム等で確認できるものに限りです。
- 5 第1項の規定により、通学定期券を搭載したICOCA定期券を発売する場合、第2項の提出書類の他、規則第27条に定める通学証明書等を提出しなければなりません。
- 6 第1項の規定にかかわらず、身体障害者・知的障害者・精神障害者運賃割引規則第7条に規定するICOCA定期券は発売しません。

(ICOCA定期券の継続発売等の取扱方)

第23条 ICOCA定期券を所持する旅客に対して、規程第32条の規定により定期乗車券を継続発売する場合は券面表示の通用期間満了後に新規に定期乗車券の発売を行う場合は、別表2に定めるICOCA乗車券の発売箇所において、旅客がすでに所持するICOCA定

期券を用いて発売します。

- 2 前項に定める発売を行う場合は、旅客がすでに所持するICOCA定期券の記名人の氏名・生年月日・電話番号等の情報が当社のシステムで確認できるものに限り、
- 3 第1項の取り扱いをする場合、前条第2項の規定にかかわらず、ICOCA定期券(小児用)にあつては公的証明書等の提示を省略することができます。

(種類または区間の変更の申し出があった場合の取扱方)

第24条 旅客から、別表2に定めるICOCA乗車券の発売箇所において、ICOCA定期券に表示された定期乗車券の種類または区間の変更の申し出があった場合には、規程第34条の規定を準用して取り扱うものとします。

- 2 前項の規定により払いもどす定期乗車券に払いもどし額がないときは、磁気定期券に発行替えのうえ回収し、規程第90条の規定により処理します。
- 3 前各項に定める取り扱いを行う場合は、原ICOCA定期券の記名人の氏名・生年月日・電話番号等の情報が当社のシステムで確認できるものに限り、

(発行替えの取扱方)

第25条 磁気定期券を所持する旅客から、別表2に定めるICOCA乗車券の発売箇所において、その券面表示の有効期間内に、同一の種類・区間および経路のICOCA定期券への変更の申し出があった場合には、デポジットを收受のうえ、当該磁気定期券を回収し、ICOCA定期券への発行替えの取り扱いを行うことができます。

- 2 前項の取り扱いを行う場合であつて、旅客が既に所持する券面表示の有効期間経過後のICOCA定期券を提出したときは、当該ICOCA定期券を使用して、当該磁気定期券をICOCA定期券に発行替えすることができます。この場合、デポジットを收受しません。
- 3 第1項の取り扱いを行う場合であつて、旅客が既に所持するICOCAまたは小児用ICOCAを提出したときは、第21条第1項の取り扱いを準用してICOCAまたは小児用ICOCAをICOCA定期券に変更し、当該磁気定期券をICOCA定期券に発行替えすることができます。この場合、デポジットを收受しません。
- 4 ICOCA定期券を所持する旅客から、別表2に定めるICOCA乗車券の発売箇所において、その券面表示の有効期間内に、同一の種類・区間および経路の磁気定期券への変更の申し出があった場合には、次の各号の条件を満たす場合に限り、磁気定期券への発行替えの取り扱いを行うことができます。
 - (1) 旅客が別表5に定める申込書を提出し、かつ公的証明書等の提示により、当該ICOCA定期券の記名人本人(ICOCA(小児用)にあつては、記名人本人または代理人)であることを証明できること。
 - (2) 記名人の氏名、生年月日、性別等の情報が当社のシステムにより確認できること。
 - (3) 発行替えをするICOCA定期券は当社で発売されたものであることが、当社のシステムにより確認できること。

- 5 前項の場合、旅客がすでに所持するICOCA定期券について旅客の選択により次のいずれかの取り扱いを行うことができます。
- (1) 磁気定期券に発行替えしたため、当該ICOCA定期券が不要となった場合は、SF残額(10円未満の端数を切り上げ、10円単位とした額とします。)の払いもどしの取り扱いを行います。ただし、払いもどしの対象となる計算額(手数料を差し引く前の金額をいいます。)が手数料220円に満たない場合は、当該計算額を手数料として収受し、不足額については請求しません。
- (2) 磁気定期券に発行替えしたため、当該ICOCA定期券の定期券機能のみが不要となった場合は、SF残額とデポジットを引き継いだICOCAまたは小児用ICOCAへの変更を行うことができます。
- 6 前項第1号の規定により払いもどしを行う場合、デポジットを返却します。
- 7 第1・2・3項の規定にかかわらず、スマートICOCA、KIPS ICOCA、モバイルデバイスのICOCAについては取り扱いません。
- 8 第4項、第5項の規定にかかわらず、付随するリファレンスペーパーに表示している乗車券の発行替えに関する取扱いは、リファレンスペーパーに表示している乗車券の発売社が定めるところによります。
- 9 第4項の取り扱いを行った場合、ICOCAまたは小児用ICOCAに付加されたリファレンスペーパーが付随する他社の乗車券は磁気定期券には引き継がれません。
- 10 第5項第1号の取り扱いを行った場合、ICOCAまたは小児用ICOCAに付加されたリファレンスペーパーが付随する他社の乗車券は無効となります。

追 18

(再印字および再交付)

- 第26条** ICOCA定期券は、その券面表示事項が不明となったときは、使用することができません。
- 2 券面表示事項が不明となったICOCA定期券は、別表2に定めるICOCA乗車券の発売箇所において、券面表示事項の再印字を請求することができます。
- 3 前項の再印字を行ったにもかかわらず券面表示事項が不明となっている場合には、当該定期券と引換えに再交付の取り扱いを行うことができます。この場合、旅客は、別表5に定める申込書を提出しなければなりません。
- 4 第2項の再印字および前項の再交付を行うことのできるICOCA定期券は、当社のシステムで確認できるものに限ります。

(効力)

- 第27条** ICOCA定期券は、記名人のみ使用することができます。
- 2 第11条の規定により、SF金額をチャージしたICOCA定期券にあつては、ICOCA定期券の券面表示区間外または券面表示の有効期間の開始日前もしくは有効期間経過後であっても、IC規則第9条の規定によりSF金額を使用して乗車することができます。

(紛失再発行)

第28条 ICOCA 定期券を記名人が紛失した場合で、旅客が別表5に定める申込書を別表2に定めるICOCA乗車券の発売箇所に提出したときは、次の各号の条件を満たす場合に限り、紛失したICOCA定期券（SF残額がある場合は当該SF残額を含みます。）に対して再発行登録を行うことにより使用停止措置を行い、再発行登録票を発行し、その翌日から14日以内（取り扱い窓口の営業時間内に限ります。）に再発行を行います。

- (1) 再発行登録を行うとき、および再発行を行うときは、公的証明書等の提示により、再発行を請求する旅客が当該ICOCA定期券の記名人本人（ICOCA定期券（小児用）の場合は記名人本人または代理人）であることを証明できること。
 - (2) 記名人の氏名、生年月日、性別等の情報が当社のシステムにより確認できること。
 - (3) 再発行を行う場合は、紛失したICOCA定期券が当社で発売されていることが、当社のシステムにより確認できること。
 - (4) 再発行を行う前に、ICOCA定期券の処理を行う機器に対して当該ICOCA定期券の使用停止措置が完了していること。
 - (5) 再発行を行うときに、再発行登録票を提出できること。
- 2 前項の規定により再発行の取り扱いを行う場合は、再発行するICOCA定期券1枚につき紛失再発行手数料520円とデポジット500円を現金で收受します。
- 3 ICOCA定期券の再発行登録を行った後に、これを取り消すことはできません。
- 4 第1・2項の取り扱いを行った後に、紛失したICOCA定期券を発見した場合、旅客は、これを別表2に定めるICOCA乗車券の発売箇所に差し出してデポジットの返却を請求することができます。この場合、発見したICOCA定期券とともに別表5に定める申込書を提出し、かつ公的証明書等の提示により、記名人本人（ICOCA定期券（小児用）の場合は記名人本人または代理人）であることを証明しなければなりません。
- 5 第1項の規定にかかわらず、スマートICOCA、KIPS ICOCA、モバイルデバイスのICOCAについては取り扱いません。
- 6 第1項から第4項の規定にかかわらず、付随するリファレンスペーパーに表示している乗車券の紛失再発行に関する取扱いは、リファレンスペーパーに表示している乗車券の発売社が定めるところによります。
- 7 第1項および第2項の取り扱いを行った場合、ICOCA定期券に付加されたリファレンスペーパーが付随する他社の乗車券は再発行されません。

(免責事項)

第29条 前条の規定により紛失したICOCA定期券の使用停止措置が完了するまでの間に、当該ICOCA定期券の払いもどしやSF金額の使用等で生じた旅客の損害の賠償については、当社はその責を負いません。

(障害再発行)

第30条 ICOCA定期券の破損等によってICOCA定期券の処理を行う機器での取り扱いが不能となったとき、その原因が故意によると認められる場合を除き、旅客が別表5に定める申

ICOCA乗車券取扱規則

込書を別表2に定めるICOCA乗車券の発売箇所へ提出したときは、次の各号の条件を満たす場合に限り、当該ICOCA定期券に対して再発行登録を行うことにより使用停止措置を行い、再発行登録票（定期券の有効期間前および有効期間中の場合は再発行登録票兼特別乗車証）を発行し、その翌日から14日以内（取り扱い窓口の営業時間内に限りません。）に再発行を行います。

- (1) 裏面に刻印したカード番号が判別できること。
 - (2) 記名人の氏名、生年月日、性別等の情報が当社のシステムにより確認できること。
 - (3) 発行替えをするICOCA定期券が当社で発売されていることが、当社のシステムにより確認できること。
 - (4) 再発行を行うときに、再発行登録票と当該ICOCA定期券を提出できること。
- 2 前項の規定により再発行の取り扱いを行う場合は、手数料およびデポジットを受取しません。
- 3 前各項の規定にかかわらず、付随するリファレンスペーパーに表示している乗車券の障害再発行に関する取扱い等は、リファレンスペーパーに表示している乗車券の発売社が定めるところによります。
- 4 第1項および第2項の取り扱いを行った場合、ICOCA定期券に付加されたリファレンスペーパーが付随する他社の乗車券は再発行されません。
- 5 第1項の規定にかかわらず、モバイルデバイスのICOCAについては取り扱いません。

(払いもどし)

第31条 旅客は、ICOCA定期券が不要となった場合、またはICOCA定期券に搭載した定期券機能のみが不要となった場合は、これを別表2に定めるICOCA乗車券の発売箇所へ提出したときに、当該ICOCA定期券の払いもどしを請求することができます。

- (1) 旅客が別表5に定める申込書を提出し、かつ公的証明書等の提示により、当該ICOCA定期券の記名人本人（ICOCA定期券（小児用）にあつては、記名人本人または代理人）であることを証明できること。
 - (2) 記名人の氏名、生年月日、性別等の情報が当社のシステムにより確認できること。
 - (3) 払いもどしをするICOCA定期券が当社で発売されていることが、当社のシステムで確認できること。
- 2 ICOCA定期券が不要となった場合、次の各号によりICOCA定期券1枚につき220円の手数料を受取して払いもどしを行います。
- (1) 券面表示の有効期間開始前に払いもどしの請求があった場合には、既に支払った定期旅客運賃およびSF残額（10円未満の端数を切上げ、10円単位とした額とします。）を払いもどします。
 - (2) 券面表示の有効期間開始後で有効期間中に払いもどしの請求があった場合には、既に支払った定期旅客運賃から規則第130条に規定する使用経過月数に相当する定期旅客運賃を差し引いた残額およびSF残額（10円未満の端数を切上げ、10円単位とした額とします。）を払いもどします。ただし、払いもどしの対象となる計算額（手数料を差し引く前の金額をいいます。）が220円に満たない場合は、当該計算額を手数料として受取

し、不足額については請求しません。

- (3) 券面表示の有効期間経過後に払いもどしの請求があった場合は、SF残額(10円未満の端数を切り上げ、10円単位とした額とします。)を払いもどします。ただし、払いもどしの対象となる計算額(手数料を差し引く前の金額をいいます。)が220円に満たない場合は、当該計算額を手数料として收受し、不足額については請求しません。
- 3 前項の規定により払いもどしを行う場合は、デポジットを返却します。
- 4 ICOCA 定期券に搭載した定期券機能のみが不要となった場合は、次の各号によりICOCA 定期券1枚につき220円の手数料を收受して、定期旅客運賃の払いもどしおよびSF残額とデポジットを引き継いだICOCAまたは小児用ICOCAへの変更を行います。
 - (1) 券面表示の有効期間開始前に払いもどしの請求があった場合には、既に支払った定期旅客運賃を払いもどします。
 - (2) 券面表示の有効期間開始後で有効期間中に払いもどしの請求があった場合には、既に支払った定期旅客運賃から規則第130条に規定する使用経過月数に相当する定期旅客運賃を差し引いた残額を払いもどします。ただし、払いもどしの対象となる計算額(手数料を差し引く前の金額をいいます。)が220円に満たない場合は、払いもどしは行いません。
- 5 前項の規定により払いもどしを行う場合であって、券面表示の有効期間経過後に払いもどし(券面表示の消去)の請求があったときは、手数料を收受しないで定期券情報消去を行うことができます。
- 6 旅客は、ICOCA 定期券のSF金額のみ払いもどしを請求することはできません。ただし、ICOCA 定期券(小児用)を所持する旅客が12歳となる年度の3月31日を超え、ICOCA 定期券(小児用)を使用することができなくなった場合は、第1項各号の条件を満たす場合に限り、SF残額(10円未満の端数を切上げ、10円単位とした額とします。)およびデポジットのみの払いもどしを請求することができます。この場合、手数料は收受しません。
- 7 第1項から第6項の規定にかかわらず、付随するリファレンスペーパーに表示している乗車券の払いもどしに関する取扱いは、リファレンスペーパーに表示している乗車券の発売社が定めるところによります。
- 8 第1項から第3項の取り扱いを行った場合、ICOCA 定期券に付加されたリファレンスペーパーが付随する他社の乗車券は無効となります。
- 9 第1項の規定にかかわらず、モバイルデバイスのICOCAについては取り扱いません。

第4章 補則

第32条(スマートICOCAおよびKIPS ICOCAの取り扱い)

スマートICOCAおよびKIPS ICOCAについては、当社では次の各号の取り扱いを行わない。

- (1) 第5条に定めるICOCA乗車券の発売
- (2) 第15・16・17条に定める小児用ICOCAの発売・再印字および再交付・紛失再発行
- (3) 第19条に定める障害再発行。ただし再発行登録は除く。

- (4) 第20条に定める払いもどし
- (5) 第21条に定めるICOCA定期券への変更
- (6) 第22条に定めるICOCA定期券の発売
- (7) 第23条に定める継続発売等の取扱方
- (8) 第24条に定める種類または区間変更
- (9) 第25条に定める発行替え
- (10) 第26条に定める再印字および再交付
- (11) 第28条に定める紛失再発行
- (12) 第30条に定める障害再発行。ただし再発行登録は除く。
- (13) 第31条に定める払いもどし

第33条 (モバイルデバイスのICOCAの取り扱い)

モバイルデバイスのICOCAについては、当社では次の各号の取り扱いを行わない。

- (1) 第5条に定めるICOCA乗車券の発売
- (2) 第11条に定めるSF金額のチャージ
- (3) 第15・16・17条に定める小児用ICOCAの発売・再印字および再交付・紛失再発行
- (4) 第19条に定める障害再発行。
- (5) 第20条に定める払いもどし
- (6) 第21条に定めるICOCA定期券への変更
- (7) 第22条に定めるICOCA定期券の発売
- (8) 第23条に定める継続発売等の取扱方
- (9) 第24条に定める種類または区間変更
- (10) 第25条に定める発行替え
- (11) 第26条に定める再印字および再交付
- (12) 第28条に定める紛失再発行
- (13) 第30条に定める障害再発行。
- (14) 第31条に定める払いもどし

2 モバイルデバイスのICOCAについては、「券面」を、「携帯情報端末の画面に表示されるモバイルデバイスのICOCA券面」と読み替えるものとします。

附 則

〔旅客の輸送契約条件の変更〕

- 1 経済情勢などの外的環境が変化した場合、または当社の経営・運営状況に変化があった場合、その他の合理的必要性がある場合は、内容について変更することがあります。
- 2 前項による変更の際には、当社ホームページ等その他相当な方法であらかじめ周知します。

この規則は、2025年1月19日から施行します

ICOCA乗車券取扱規則

別表第1号 ICOCA 定期券の発売範囲

連絡会社名	接続駅			発売範囲	
				当社線	他社線
当社	—			全線各駅	—
神戸高速線	湊川	—	—	全線各駅	全線各駅
西日本旅客鉄道	三田	—	—	全線各駅 (粟生線を除く)	福知山線 尼崎～石生 東海道本線 尼崎～東淀川 大阪環状線各駅 片町線 京橋～放出 (大阪・京橋経由のみ) 阪和線 天王寺～杉本町 (大阪・天満経由のみ) 関西本線 天王寺～加美 (大阪・天満経由のみ) 東西線各駅 おおさか東線 南吹田～城北公園通 (新大阪経由のみ)
				三田線各駅 公園都市線各駅	桜島線各駅 関西本線 JR 難波 おおさか東線 JR 野江～新加美 (鳴野・放出を除く) (大阪・京橋経由のみ)
	粟生	—	—	粟生線各駅 有馬線各駅 (北鈴蘭台～有馬温泉を除く)	加古川線 加古川～西脇市 山陽本線 姫路～須磨
阪急電鉄	湊川	神戸三宮	—	全線各駅	全線各駅
阪神電気鉄道	湊川	元町	—	全線各駅	全線各駅
山陽電気鉄道	湊川	西代	—	全線各駅	全線各駅

